

(67)被用者該当5人未満の個人の法律事務所
(厚生年金保険適用・健康保険の適用除外承認を受けた任意適用事務所)

事業専従者用

年 月 日

確認書(事業専従者)

東京都弁護士国民健康保険組合
理事長 殿

法律事務所名			
事務所所在地			
組合員(事業主)氏名	⑨	弁護士登録番号	
自宅住所			

私の所属する事務所は、被用者(労働者性・常用的使用関係がある者)に該当する弁護士・従業員は5人未満の個人の事務所ですが、被用者は厚生年金保険の任意適用を受けるとともに、健康保険(協会けんぽ)適用対象者については、原則として健康保険被保険者適用除外承認を受けています(事務所(グループ)として健康保険の適用除外承認を受けた後に事情により協会けんぽに加入した方がいる場合も含みます)

下記の者は、私(上記組合員(事業主))と生計を一にする親族で事業専従者です。そのため、社会保険(健康保険(協会けんぽ)・厚生年金保険)の適用対象外です。

なお、今後状況が変わり、社会保険(健康保険(協会けんぽ)・厚生年金保険)の適用条件を満たすこととなった場合は、速やかに適正な手続き(①事実発生日から14日以内に、協会けんぽの適用除外承認申請を年金事務所に提出し、承認を受け、東京都弁護士国民健康保険組合に引き続き加入する。もしくは②協会けんぽに加入し、東京都弁護士国民健康保険組合の資格喪失の手続きを行う。)を行うことを併せて確約いたします。

記

記号・番号	84-	氏名	
(新規加入の方の記号番号は空欄で結構です)			
自宅住所	※自宅住所が上記組合員(事業主)と相違している場合のみご記入ください。		

弁護士国保の所属事務所に係る登録がこの書類と相違しているものの届出に必要な事項を網羅している場合、この書類をもって変更届とします(健康保険の適用除外承認に係る事項や、弁護士法人等で登記簿謄本を要する名称・所在地変更などは、事務所等変更届と関連書類が必要になります)。

決 裁		
専務理事	事務局長	係員

国民健康保険法

第13条 国民健康保険組合は、**同種の事業又は業務に従事する者**で当該組合の地区内に住所を所有するものを組合員として組織する。

東京都弁護士国民健康保険組合同約

(組合員の範囲)

第五 条 組合員は、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、神奈川県弁護士会、千葉県弁護士会及び埼玉弁護士会に所属する弁護士及び外国法事務弁護士並びにその**法律事務所又は外国法事務弁護士事務所に勤務し業務に従事する者**で、第三条の地区内に住所を有するものとする。

規約第五条3項に基づく判定基準を定める規程

二. 「法律事務所又は外国法事務弁護士事務所に勤務し業務に従事する者」については、本組合同約第五条に定める弁護士会に所属する弁護士又は外国法事務弁護士からの、その**法律事務所又は外国法事務弁護士事務所に勤務し業務に従事する旨の別表の書類**の提出により判定する。

常用的使用関係

常用的使用関係にあるとは、①弁護士法人、個人の任意適用事務所及び個人の勤務弁護士・従業員5人以上(令和4年10月から)の事務所に勤務し、1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上(アルバイト、パート等を含む)、又は、②ア)週の所定労働時間が20時間以上、イ)雇用期間が1年以上見込まれる(令和4年10月からは2カ月を超えて見込まれる)、ウ)賃金の月額が8.8万円以上である、エ)学生でない及びオ)特定適用事業所または任意特定適用事業所に勤めている場合が該当し、健康保険(協会けんぽ)・厚生年金保険の適用になります。

特定適用事業所とは、事業主が同一である一または二以上の適用事業所で、被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時500人を超える事業所で、前述の条件を満たす方が、健康保険(協会けんぽ)・厚生年金保険の適用になります(令和4年10月からは被保険者の総数が500人から100人に、令和6年10月からは100人から50人に変更になります)。

任意特定適用事業所とは、国または地方公共団体に属する事業所および特定適用事業所以外の適用事業所で、労使合意に基づき、短時間労働者を健康保険・厚生年金保険の適用対象とする申出をした適用事業所です。

特定適用事業所の対象と要件

対象	要件	平成28年10月～ (従来)	令和4年10月～ (改正)	令和6年10月～ (改正)
事業所	事業所の規模	常時500人超	常時100人超	常時50人超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務期間	継続して1年以上使用される見込み	継続して2カ月を超えて使用される見込み	継続して2カ月を超えて使用される見込み
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	変更なし

ご参考:労働者性について

昭和60年厚生労働省「労働基準法研究会報告(労働基準法「労働者」の判断基準について)」(昭和60年12月19日)によりますと、「労働基準法第9条は、その適用対象である「労働者」を「使用される者で、賃金を支払われる者をいう」と規定している。これによれば、「労働者」であるか否か、すなわち「労働者性」の有無は「使用される＝指揮監督下の労働」という労務提供の形態及び「賃金支払」という報酬の労務に対する対償性、すなわち報酬が提供された労務に対するものであるかどうかということによって判断されることとなる。この二つの基準を総称して、「使用従属性」と呼ぶこととする。」「**労働者性の判断に当たっては、雇用契約、請負契約といった形式的な契約形式のいかんにかかわらず、実質的な使用従属性を、労務適用の形態や報酬の労務対償性及びこれらに関連する諸要素をも勘案して総合的に判断する必要がある場合がある**」等として、「**労働者性**」の判断基準」をまとめています。

○1, 2を総合的に勘案することで、個別具体的に判断する。

1、使用従属性に関する判断基準

(1) 指揮監督下の労働

- ①仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
 - ②業務遂行上の指揮監督の有無
 - ③拘束性の有無
 - ④代替性の有無
- (2) 報酬の労務対償性

2、労働者性の判断を補強する要素

- (1) 事業者の有無
- ①機械、器具の負担関係
- ②報酬の額
- (2) 専属性の程度
- (3) その他